

中央環境審議会大気・騒音振動部会自動車単体騒音専門委員会「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について（第四次報告）（案）」に対するパブリックコメントの実施結果について

1. 実施方法

- (1) 意見募集期間：令和4年4月15日(金)から令和4年5月14日(土)まで
- (2) 告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）
- (3) 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）又は郵送

2. 意見提出数

5 通 (5 件) [内訳] 業界団体 0 通
 企業 0 通
 個人、その他 5 通

3. 寄せられた御意見及びそれに対する考え方

No.	報告(案)の該当箇所	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
1	その他	自動車騒音自体を下げることに賛成であるが、国際基準が日本の車産業界を狙い撃ちにして、衰退させるというような、日本だけが無駄な負担を背負っているのと同じようなことにならないようにしていただきたい。	1 件	本報告案に御賛同いただきありがとうございます。 国際基準の策定にあたっては、これまでも関係団体等と連携するとともに、我が国における実態調査等において得られた知見を展開するなど積極的に参画・貢献しているところです。今後も関係団体等と密に連携を取りながら、適切な自動車単体騒音低減対策について検討して参ります。
2	その他	同じ字句については記載を統一したほうがよい。	1 件	記載については改めて確認し、統一させていただきました。
3	その他	規制の 카테고리については、国民にとって分かりやすいものにすべきである。	1 件	UNR51-03 の国際基準を調和している観点から、当該国際基準に規定されているカテゴリに準じておりますので、現案のとおりとさせていただきます。
4	その他	M1 カテゴリについて、既存の道路交通法の免許区分や道路運送車両法の一部規定に用いられている区分と合わせるべきである。	1 件	UNR51-03 の国際基準を調和している観点から、当該国際基準に規定されているカテゴリに準じておりますので、現案のとおりとさせていただきます。 なお、道路運送車両法においても、UNR51-03 に規定されているカテゴリを採用していると認識しております。

その他、今回の意見募集の対象には直接関係ありませんが、以下の御意見をいただきました。

No.	御意見の概要	件数
5	深夜にアイドリングやドアの開閉音がうるさい運送会社があるため、規制していただきたい。	1 件